

自社株式へ投資をするには

インサイダー取引規制とは

投資判断に影響を及ぼすような**重要事実**を知って、その重要事実が**公表される前**に、株式投資を行うことを**禁止**

ということは

ポイント
その**1**

未公表の重要事実を知らない人は、
自社の株式に投資できます。

未公表の重要事実を知っていたとしても…

注目

従業員(役員)持株会を通じた継続的な買付けなど適用除外となる
売買等があります

ポイント
その**2**

重要事実が公表されたのちであれば、
自由に株式投資が行えます。

これだけはおさえておきたい

インサイダー取引規制の概要

インサイダー取引規制は、上場会社等(上場会社又は店頭登録会社)の役職員や大株主などの**会社関係者**(会社関係者から重要事実の伝達を受けた**情報受領者**も同様)が、その会社の株価に影響を与える**重要事実**を知って、その重要事実が**公表**される前に、株式等の売買をしてはならない、というものです。

規制の対象者

(1) **会社関係者**(=職務に関して知ったときに規制)

- ① 上場会社等の役職員(パート、派遣社員等も含む)
- ② 契約を締結している者又は締結の交渉をしている者
(取引銀行、引受証券会社、仕入先・売上先等の取引先)
- ③ 元会社関係者(会社関係者でなくなってから1年以内の者)等

(2) **情報受領者**(=会社関係者から直接未公表の重要事実の伝達を受けたときに規制)

重要事実

(1) **会社が意思決定したもの**

- ① 株式等の発行、② 自己株式の取得、③ 株式の分割、④ 配当・中間配当、
⑤ 合併・業務提携、⑥ 上場廃止の申請 等

(2) **会社の意思にかかわらず発生したもの**

- ① 災害に起因する損害、② 訴訟の提起、③ 主要株主の異動、④ 営業停止等の処分、
⑤ 債務不履行のおそれの発生 等

(3) **会社の決算情報に関するもの**

(4) **その他会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実で投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの**

(5) **子会社の重要事実**

公表

(1) **会社が提出した有価証券報告書や臨時報告書等に重要事実が記載されている場合において、これらの書類が公衆縦覧されたこと**

(2) **会社の代表取締役等が、重要事実を一般新聞紙やNHK等2つ以上の報道機関に公開し、かつ12時間以上経過したこと**

問い直してみよう

自社株式を売買したいと思ったら…

問 あなたは今、重要事実を知っていますか？

いいえ → 売買しても問題ありません

はい



問 その重要事実公表されていますか？

はい → 売買しても問題ありません

いいえ



インサイダー取引規制に抵触しないよう、留意する必要があります。
(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

ただし

適用除外

たとえ**未公表の重要事実**を知っていても、法令に定められた事項に該当する場合には、**株式の売買等ができます。**

軽微基準

重要事実となる各事項については、必要に応じて**軽微基準**が定められており、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微であると考えられるものについては、**重要事実から除かれます。**

(裏面をご覧ください)

適用除外となる取引の例

1. 新株予約権(ストック・オプション)を行使することにより株式を取得する場合
2. 重要事実を知る前に締結した契約の履行による売買
 - ①役員持株会、従業員持株会による継続的な買付け
 - ②累積投資契約(いわゆる「株るいとう」)による継続的な買付け
(①、②とも1回(1銘柄)当たりの取引金(払込金)額が100万円未満の場合)
3. 重要事実を知っている会社関係者等の間で市場外で行う相対取引 等

軽微基準の例

1. 決定事実

株式等の発行……………1億円未満のもの
株式の分割……………1対1.1未満のもの
配当・中間配当……………配当額の変動率が20%未満のもの 等

2. 発生事実

災害に起因する損害……………純資産の3%未満のもの
訴訟の提起……………訴訟額が純資産の15%未満かつ敗訴した場合の売上高の減少が10%未満の見込みのもの 等

3. 決算情報

売上高……………公表された予想値の10%未満の増減
経常利益……………公表された予想値の30%未満かつ新たな予想値の増減額が純資産又は資本金の5%未満
純利益……………公表された予想値の30%未満かつ新たな予想値の増減額が純資産又は資本金の2.5%未満 等